

笠縫学区まちづくり協議会事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、笠縫学区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の会長の権限に属する事務の専決、代決その他の処理について必要な事項を定めることにより、事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに決裁責任の所在を明確にし、協議会の能率的運営を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会長および会長の権限を委任された者ならびに専決する者（以下「決裁者」という。）が、その権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定（以下「決定」という。）を行うことをいう。
- (2) 専決 この規程に定める者が、会長または会長の権限を委任された者（以下「受任者」という。）の権限に属する事務を、常時会長または受任者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 この規程に定める者が、決裁者が不在（出張、病気その他の自己または欠けたことにより決裁できない状態をいう。以下同じ。）の場合において臨時に決裁者に代わって決裁することをいう。

(決裁の順序)

第3条 事務は、原則として部会長の決定を受けた後、事務局長の合議を経て会長の決裁を受けなければならない。

(会長の決裁事項)

第4条 会長の権限に属する事務のうち、重要な事項および異例であり、または疑義のある事項については、事務局長の合議を経て全て会長の決裁を受けなければならない。

2 前項に定める重要な事項とは、協議会事務局規程（平成24年4月1日制定。以下同じ。）に定めるほか、おおむね次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 総会、運営委員会の招集およびこれに付議すべき議案に関する事
- (2) 諮問に関する事
- (3) 会員および専門部会に関する事
- (4) 事業計画および事業報告に関する事
- (5) 広報その他これに準ずる刊行物の発行に関する事
- (6) 予算および決算に関する事
- (7) 表彰等に関する事
- (8) 金額の確定していない補助金等の申請に関する事
- (9) 重要な通知、申請、届出、報告、照会および回答に関する事

- (10) 役員の出張に関する事
- (11) 予備費の充当に関する事
- (12) 職員の宿泊を伴う出張および復命に関する事
- (13) 部会、事務局および役員の出張等に関する事
- (14) 会長の指示により特に処理するもの

(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長は、協議会事務局規程に定めるほか、おおむね次の各号に定める事項を専決することができる。

- (1) 金額の確定している補助金等の申請に関する事
- (2) 定例的な事務局職員の給与その他の人件費に係る支出命令
- (3) 事務局職員の諸手当の支給決定に関する事
- (4) 募金活動の実施に関する事
- (5) 公印、協議会が所有する備品および事務機器の保管に関する事
- (6) 軽易な通知、申請、届出、報告、照会および回答に関する事
- (7) 事務局職員等の宿泊を伴わない出張に関する事
- (8) 関係団体との連絡調整に関する事
- (9) 文書の收受、発送、配布および保存に関する事
- (10) 協議会が実施する事業に関する事

(専決後の報告)

第6条 専決者は、専決した場合において必要と認められるときは、その回議書に「報告」と朱書し、専決した事項を会長に報告しなければならない。

(代決)

第7条 会長の決裁を受けるべき事務について、会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長が代決することができる。

2 会長の決裁を受けるべき事務について、会長および副会長が不在のときは、事務局長が代決することができる。

(代決の制限)

第8条 前条の規定により代決できる事項は、次の各号に定めるものを除き、あらかじめ指示を受けたものおよび特に緊急に処理しなければならないものに限るものとする。

- (1) 内容が特に重要であると認められる事項
- (2) 内容が異例であり、または重要な先例によると認められる事項
- (3) 内容に疑義があり、または現に紛議を生じ、もしくは生ずるおそれがあると認められる事項

(代決後の報告)

第9条 専決者は、代決した事項について速やかに決裁者に報告し、または関係文書に

「後関」と朱書し、その閲覧を受けなければならない。

(決裁に対する責任)

第10条 副会長、事務局長は、専決または代決による結果について、その権限の行使の責に任じなければならない。

(決裁区分)

第11条 決裁区分は、次の各号に定めるとおりとし、当該文書の上部に表示しなければならない。

(1) 会長の決裁を受けるもの

(2) 事務局長の専決により処理するもの

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。